

子どものSOSに対する「気づきの感度」を上げよう

いじめは、どこの学校でも、どの子どもにも起こり得るものです。また、どの子どもも被害者になり、加害者にもなる可能性があります。一見、仲よく遊んでいる子どもたちの間にも、いじめが進行しているかも知れません。いじめ対策が進んでいる一方で、子どもたちのSOSに、先生も保護者も気づかず、気づいていても放置されたり、適切な対応ができず、被害を受けた子どもが転校したり、命を失ってしまうことがあります。大人たちが連携しながら、子どもたちの安心安全の環境を守りたいものです。

今回は、大阪府立学校いじめ防止対策審議会会長で、スクールロイヤーとしても活動している弁護士の峯本耕治さんに、いじめの傾向と対策などについてお話を伺いました。



一人で抱え込まず、情報を共有することが鉄則

大阪弁護士会 子どもの権利委員会委員 峯本 耕治さん

本人が心身の苦痛を感じていれば「いじめ」

文部科学省の「2019年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、いじめの認知件数は、前年度より6万8,563件増え、過去最多の61万2,496件。なかでも小学校で増加傾向が続いています。

内容は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった軽いものが過半数。その他は多い順に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」と続きます。

増加の要因は、いじめが「認知される数」が増えたことにあり、いじめの取組が進んできたと評価していいでしょう。いじめの定義については「いじめ防止対策推進法」（2013年施行）で広がりました。いじめは、支配関係や上下関係、属性、継続性に関係なく、心理的・物理的影響を与える行為（インターネット上のものを含む）があり、「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」すべてを指します。子ども同士の軽いけんかであっても、被害者の子が「しんどい」と感じたら、いじめに該当します。

重大事態に発展したら

法律では重大事態を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた



疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されています（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

大阪府では、重大事態を教育委員会が認定し、府知事に報告し、事実関係を明確にするために特別調査を行います。学校もしくは教育委員会のもとに設置された、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家を含む第三者委員会である「いじめ対策審議会」において調査し、必要に応じて適切な対処をします。

仲のいいグループ内でも発生

重大事態の中には、一見すると仲のいいグループや部活内で起こったケースが少なくありません。冷やかしかからかいなどの小さな出来事が継続化し、「1対多数」